

## 生活関連サービス情報「ペット保険」 - ペットが病気やけがをした場合の医療費に備えるサービス - (要約)

### 第 章 「ペット保険」とは

#### 1 「ペット保険」の定義

ペットが動物病院などで医療サービスを受けた際、人間の「医療保険」や「医療共済」等のように、飼主(契約者)の支払う費用が割引または後日給付などによりいくらか保障されるサービスに対して、すでに一般には「ペット保険」と呼ばれることが多くなってきている。このため、以下ではこれらのサービスを「ペット保険」と称することとした。しかしこれらは、本来の“保険”のように保険業法に基づいた事業ではなく、内容的には、万が一ペットが病気やけがになった場合の医療費に備えるサービスと言える。

#### 2 「ペット保険」業界の現状

「ペット保険」発祥の地はイギリスと言われる。27 年前から発売されており、最近では銀行や一流デパートで販売するほか、街のコンビニエンスストアのようなところでも扱っているほどポピュラーになっている。ペット保険の加入率はイギリス国内での小動物飼育頭数の約 12~15%程度で、イギリスのほかアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、スウェーデンやドイツ、フランスなどいわゆるユーロ諸国のほとんどの国では保険会社がペット保険を扱っているとのことだ。

日本では十数年ほど前に「ペット保険」を扱う事業者が数社現れたが、十分なデータや資金が準備できていなかったためかまもなく相次いで倒産し、その後「ペット保険」に対するマイナスイメージが残ってしまった。

現在はインターネットなどの関連サイトをみると 20 社以上が事業を行っているが見られるが、いずれも事業を始めたのは長くて数年前からで、なかには事業活動を行っているかどうかわからないものも見られた。

実態を把握するため関係者及び事業者数社にヒアリングを行ったところ、過去の失敗例に対しては、主な原因として、飼主の意識の問題(当時はまだ、ペットに十分な費用をかけて医療を受けさせようという人が少なかった)、動物医療の実態が十分把握できていなかったこと、動物医療を提供する側が保険に対してそれほど協力的ではなかったこと(保険の必要性を感じる獣医師が少なかった)をあげる人が多かった。

現在の事業者は、こういった分析を基に、利用者ニーズの把握、臨床データの分析、獣医師等との協力体制の強化を図った上で、現行の「ペット保険」サービスシステムを築いてきたとみられる。

事業として許認可や届出の必要性はなく、業界としてまとまった団体はないので業界全体としての自主的なルールもなく、また、事業者数も正確に把握することは難しい。しかし現在、わが国での「ペット保険」加入率は、複数の事業関係者からのヒアリングによると、ペット飼育世帯数の 1%未満と推察される。

\* 海外のペット保険と区別するために、日本の現在のサービスは「ペット保険」と表現する。

## 第 章 「ペット保険」サービス調査

### 1 調査の目的等

#### (1) 調査の目的

近年、わが国でも家族の一員またはパートナーとしてペットを飼う人が増えている。人間の場合は健康保険制度の下、病気の際に支払う医療費は何割かの自己負担ですむが、ペットの場合は自由診療で、全額負担のため医療費を高いと感じる人が多く、ペットを飼い続ける上でネックの一つになっている。こうしたなか、「ペットにも保険があったら」とか、「ペット保険について詳しく知りたい」という消費者の声を耳にすることが多くなった。しかしまだ、「ペット保険」のようなサービスについては情報が十分に行き渡っていないと思われるため、今回、消費者が利用を考える際の参考となるような情報提供を目的として、事業者アンケートを実施した。

#### (2) 調査対象

本調査では、国民生活センターが事業社名を把握できた事業者のうち、インターネットあるいは資料請求などで事業内容や事業開始年度などがある程度わかったものの中で、大手一般紙 2 社以上に掲載実績を確認でき、調査を承諾した事業者に絞って調査対象とした(表 1 参照)。

#### (3) 調査時期

2002 年 12 月～2003 年 2 月

#### (4) 調査方法

調査票を郵送し、回答、パンフレット及び関連資料を送付してもらい、必要に応じて確認のための聞き取り調査を行った。各事業者及び関係各所へのヒアリングも行った。

#### (5) 回収状況

調査票を送付した 4 社全社から回答を得た。なお、その際、事業者名等の公表に関しての承諾も得た。

表1 調査対象事業者

(アイウエオ順)

事業者名	住所	電話	創業年
anicom	東京都新宿区高田馬場2-8-3	03-5292-5077	2000
日本ペットオーナーズクラブ	東京都港区赤坂1-5-12	03-3588-1120	1995
日本ペット共済会	東京都港区西新橋1-17-11リパティ11ビル5F	03-3580-2640	1997
ペットリレーションズ	港区北青山3-14-4イズミビル2F	03-3400-6267	1998

## 2 調査結果概要

### (1) 「ペット保険」の基本的な仕組み

「ペット保険」は保険業法に基づき免許を持った事業者が扱っているわけではなく、任意団体等が「共済」の考え方を取り入れて運営(根拠法令のない共済)しているところが多い(表2参照)。いざというときの契約者保護対策も保険のような契約者保護機構があるわけではなく、監督官庁等もない。イギリスなど海外のペット保険の多くはそれぞれの国の法律に基づく許可事業となっており、日本での「ペット保険」とは状況が異なる。今回調査したうちの3社では、利用者は「ペット保険」に加入する際に任意団体等の会員になり、その団体の会員向けサービスの一つであるいわゆる「保険」にも加入するという契約になる。事業母体は保険業法で認可された保険会社ではなく任意団体あるいは株式会社で、運営母体とは別組織になっていた。

表2 (参考)一般的な保険と共済の主な違い

	保険	根拠法令のない共済
根拠法	保険業法	民法以外に根拠法令なし
資格	免許必要	免許不要
資金	10億円以上	制限なし
契約者保護	契約者保護機構	それぞれの団体ごと
加入対象	不特定多数	共済を実施する団体の会員のみ

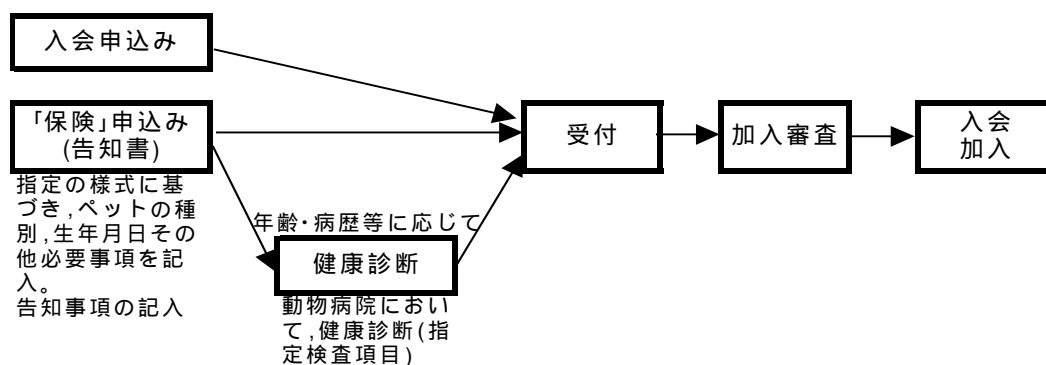
備考1：わが国の「ペット保険」は上記の保険ではない。

備考2：共済には、上記の「根拠法令のない共済」以外に、県民共済や全労災のように監督官庁が存在する「根拠法令のある共済」が別途存在する。

「ペット保険」のサービスを流れでみると、図のように、入会申込みを行い、次いであるいは同時に「保険」の加入申込みをする。加入申込みは指定の

様式に基づき告知書に病歴や飼育状況等を記入して郵送する。ペットの年齢や条件により動物病院での健康診断を受けた上での加入審査が必要な場合もある。

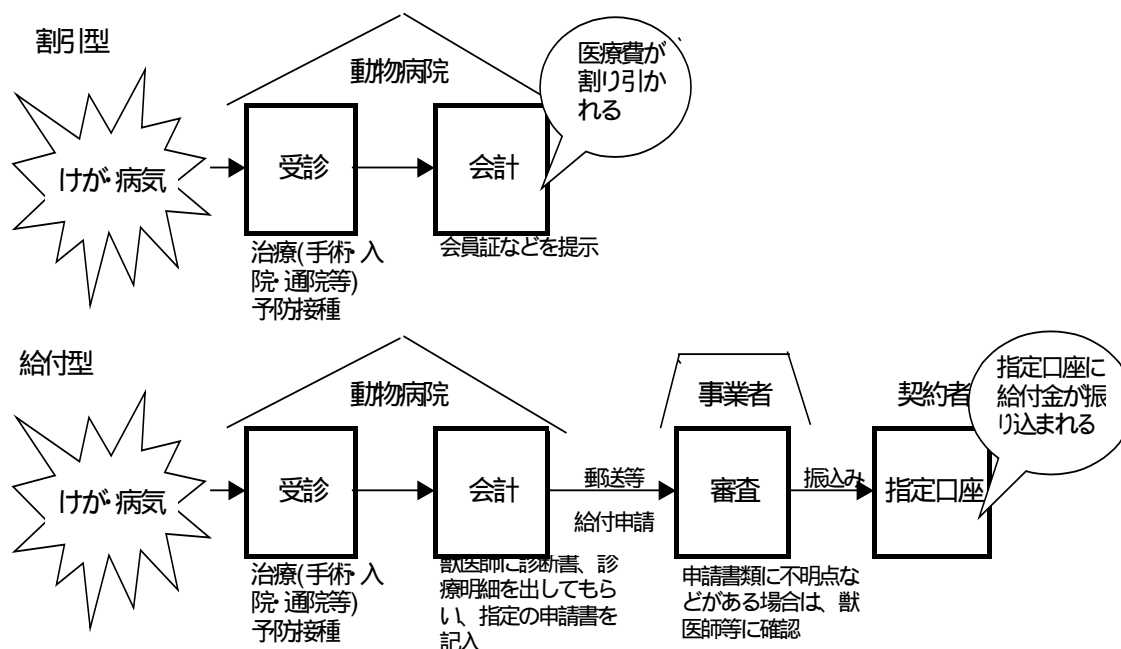
図1 申込みから加入までの流れ



## (2)タイプ別分類

「保険」加入後、ペットが病気やけがの際は、「ペット保険」のタイプにより動物病院にかかった際、会計時に利用料金が割引されるタイプと、動物病院でかかった費用明細または診断書を添えて給付申請を行うと、「審査」の上で、給付金が契約者の口座に振り込まれるタイプがある(図2)。

図2 ペットがけが・病気になった場合  
-給付までの流れ-



会計時に医療費が割引されるタイプを「割引型」、後日申請分を給付されるタイプを「給付型」と分類する。また、実際に「割引」「給付」される金額に関して実費の定率で保障されるタイプと、規定範囲内で定額が保障されるタイプがある。

どのタイプでも多くの場合、利用回数や利用金額の限度が設けられているほか、予防接種や去勢・不妊手術のほか特定の病気などには適用されないという免責事項も設けられている場合が多い。ガンなど病気によっては保障開始日から 日以内に発症した場合は保障されないという免責(待機)期間が定められている場合もあった。

### (3) 事業者概要

#### < 事業者の開業は概ね数年前からと新しい >

インターネット上で把握できた「ペット保険」関連と思われる事業者も含め、いずれも開業は新しく、「ペット保険」事業は実績が数年程度の事業者によって担われている。いわばベンチャー的に起業されており、ネット上で把握できた起業者の経歴はさまざまだが、今回調査対象とした 4 社のうち 3 社の代表者は「損害保険」に関連する経験の持ち主であった。

また、各社ホームページを持っており、かなり詳しい情報を載せているところもあった。資料請求や「保険」の申込みは大半がインターネットで可能であった。

先に「保険」と「共済」の主な違いを表 2 で示したが、今回調査した 4 社はいずれも「保険業法」で定める資本金額 10 億円を超えるものはなかった。

### (4) サービスの概要

#### < 「共済」ベースで、「健保」的な利用方法も導入。“非インシュランス型”の保障システムも登場 >

一般にサービスの名称は「保険」「共済」に近い表現が目についたが、調査した 4 社のうち 3 社にも名称に「共済」という表現が使われていた。サービス内容も人間の医療共済がベースになっていたが、診断書や申請書を書いて後日申請する手間をかけないで、利用者が会員証を示せば会計時に割引になる人間の健保制度のような形で使えるシステムも徐々に広がっている。

残る 1 社はいわゆる“非インシュランス型”の保障になっている。すなわち、ここでは、動物病院側も団体のサービス提供会員となり、利用会員に対して料金を割り引くことで会員の利用機会を紹介されるというシステムになっていた。

4 社における契約者数は、利用地域が 1 都 8 県に限定される事業者の約 700 名、全国展開の事業者の約 4 万人などと開きがあった。国内でのペット飼育者数(総世帯数の約 37%)を考慮すると、「ペット保険」は事業が始まって日が浅いこともあり、ペット保険の普及が進んでいるイギリス(保険加入率はペット飼育者の約 12~15%という推定)と比べると、まだまだ緒についたばかりといえる。

#### < 自社の「保険」に保険をかけて信頼性を保障するいわゆる「再保険」も >

かつて「ペット保険会社があつという間に倒産した」という教訓から、利用者への保障を担保する意味でいわゆる「再保険」を掛けている事業者が 4 社中 2 社あった。

すなわち、利用者への「保障項目」(入院、通院、手術等)に基づく支払いに対して、保険会社に保険を掛けることで、事業者が引き受けた責任の一部または全部を、その保険会社に転嫁させることにより、倒産しないよう危険を分散する仕組みである。

また、人間の場合の「生命保険」や「損害保険」は銀行などと同様に、倒産などに備えて契約者への保障金をプールしておく機構(契約者保護機構)が整っているが、「共済」にはない。まして「ペット保険」にはそのような制度はない。

事業者のもしものことを心配する場合、前述のようないわゆる「再保険」の有無も「ペット保険」を選ぶ際のポイントの一つになるだろう。

## (5) 利用システム

### < 会員制のサービスで「ペット保険」以外のサービスもある >

利用システムは調査した4社とも「会員制」で、最初に「保険」契約とは別に「入会金」を納めることになっていた。年会費に関しては「保険」の掛け金とは別に設定されているところと、「保険」に加入すれば実質的には不要なところがあった。会員契約に関しては中途退会の際の返金等は各社ともなかった。会員規約は各社ともあり、契約者に配布されていた。入会資格は「保険」への加入条件とは違い各社とも「なし」か、あっても「動物愛護の精神を持った飼主であること」といった趣旨のものであった。

会員としてのサービス内容は「保険」のほか、ペットに関する各種相談(健康、医療、トラブル、法律等)や、ペット関連サービスの紹介(迷子探し、宿泊施設、ペットシッター、ペット霊園、ペット輸送、ペットと暮らせる不動産物件等)、ペットを失った人の心のケアをサポートするペットロス・サポート、会報誌発行なども行っていた。

## (6) 「保険」への加入

### < 加入できる動物は犬・猫が中心だが、動物病院で診るペット全てが可も >

「保険」に加入できる動物は「犬・猫」に限定する事業者が2社、「犬・猫・鳥・うさぎ・フェレット(イタチの一種)」というところが1社、「動物病院で診るペット全て」というところが1社だった。

一般的には「犬・猫」に限定するところが多いようで、その理由として犬・猫はペットとして家族と共に大切にされて暮らす割合が多いため医療費をかける人が多いこと、飼育頭数そのものが多いこと、つまり動物病院での受診数も多く「保険」の設計をする上で必要となる臨床データがそろふこと、ある程度長生きすることなどがあげられた。逆に、飼育される頭数がまだ少なく臨床データのそろわない動物やペットとして愛着のわきにくい動物、寿命の短い動物などは事業者が「保険」として設計しにくい上に、利用者も多くは見込めないなどの理由から「保険」の対象に含まれない場合が多い。

### < 加入できる年齢はある程度落ち着いてから元気なうちまで >

「保険」に新規加入できる年齢は、犬、猫の場合下図のように各社にある程度ばらつきが見られたものの、生後ある程度経ちワクチン接種なども済ませた頃の月齢から、中高年になり病気が発症しやすくなる前の年齢までが新規加入できる期間となっている。

一方、新規加入の年齢制限を一切設けていないところも1社あった。

図3 新規加入できる年齢

犬・猫	生後	1月	2月	3月	4月	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
anicom					4ヵ月	→	8歳1ヵ月				
日本ペットオーナーズクラブ					120日	→					13歳(大型犬以上は8歳)
日本ペット共済会			60日			→	8歳未満				
ペットリレーションズ											年齢を問わず

<年齢、既往症歴に応じて告知書あるいは健康診断による加入審査>

新規加入年齢に関して条件を設けていなかった事業者以外は、各社ともペットの年齢あるいは既往症などの状況に応じて、加入の際は「告知書」あるいは動物病院での「健康診断」結果に基づく加入審査が必要になる。

プランによっても異なるが、飼育状況(猫などに使わないか)と健康状況は必ず聞かれる告知項目で、ワクチン接種の有無および現在の健康状況、過去の受診歴(先天性異常の有無等)などが審査対象となる。現在治療中の場合、「完治するものに限っては入会可」となっているものもあった。加入時の年齢にもよるが、加入後は原則終身保障となるものが多かった。

(7)保障内容

<入院、通院、手術、ガン、死亡、飼主の事故や賠償責任までカバー>

ここでは、各事業者のプランごとの保障内容についてみる。

まず、4社のプラン全てに含まれているのは「手術」と「入院」の際の保障であった。このほか「通院」の場合の保障も多くのプランに含まれていた。「ガン」については、他の病気同様に保障される場合と、別立てにして「ガン」と診断された時点で給付金が出る場合があった。ペットが病気やけがなどの原因で死亡した際の「死亡」保障は1社のみであった。ペットがかみついた場合など飼主が賠償責任を負った場合の「賠償保障」や、契約者が交通事故で死亡もしくは後遺障害の際に保障が出る「飼主お見舞金」、「予防接種」を受けた際の費用(一定額)がでるものもあった。

それぞれの保障内容については、「割引型」ではかかった費用の実費について定率(25%、50%等)を割引き、「給付型」ではかかった費用について一定額(上限額あり)または定率が給付される。この際の給付額は、プランや動物の種類、年齢、大きさのほか、避妊・去勢済かどうか、健康診断を受けているか等により異なっていた。

表3 各プランの保障支払い方式

	名称(プラン)	利用病院	保障方法	支払金	申請
anicom	動物健康共済保険制度	対応病院	割引	定率	不要
		非対応病院	給付	定率	必要
日本ペットオーナーズクラブ	ペット共済制度	制限なし	給付	定額	必要
日本ペット共済会	ペットケアプラン	制限なし	給付	定額	必要
	ペットライフプラン	制限なし	給付	定率	必要
ペットリレーションズ	マリーズペットクラブ	対応病院	割引	定率	不要

**< 避妊・去勢手術をはじめ健康体へ施す処置や投薬は適用外 >**

4社のうち3社では、「保障」に関して事業者の保障責任が免れる免責事項が定められていた。共通していたのは、飼主等に責任のある場合、地震等天変地異に関する場合、戦争、暴動等のほか原発事故等の核関連、獣医師の医療過誤や不正等、健康体へ施す処置や投薬等、処方食(ダイエットフード等)、特定疾患等。その他「先天的異常」も含まれる場合が多い。事業者ごとにそれぞれの定めや表現は異なるものの、概ねこれらの項目に由来する医療費等については保障されない。

一般にパンフレットなどでの免責事項に関する記載は、文字が小さく読みづらい場合が多いが、きちんと読んで納得した上で契約しないと、いざというとき当てにしていた保障が受けられないことがあるので注意が必要である。

一方、“非インシュランス型”の1社は、飼主の義務として法(狂犬病予防法第5条)で定められている「狂犬病の予防接種」をしてあれば防げるはずの狂犬病以外はすべて保障対象となり、免責事項が一切なかった。

**(8) 掛け金の支払い・保障金の給付**

**< 種別、大きさ、年齢、居住地で異なる掛け金設定も >**

掛け金に関しては、例えば人間の医療保険の場合、年齢性別等によって同じ保障を受けるための掛け金は異なる場合が多い。「ペット保険」でも大半は動物の種類、種別、年齢、体重(成犬(猫)時の大きさ)等によって掛け金が異なっていた。逆に“非インシュランス型”の1社では、動物の種類も年齢も、大きさも一切関係なく一律と定めていた。

掛け金に関しては、複数頭契約、契約者が高齢世帯の場合、障害のある場合には掛け金を割引したり、前年、前々年の給付金の受取り状況によって割引・割増を行うところもあった。



< 保険経験のある社員や専属の獣医が審査し、内容に応じて獣医師にも確認 >  
保障金を受取るためには、「割引型」以外の場合は「給付申請」を行わなくてはならない。給付申請の主な手続は、保障項目や内容に応じて診察明細または獣医師による診断書を添付の上、契約者が所定の書式の「申請書」を記入し、事業者に対して送付する。「申請書」を受取った事業者は保険経験のある社員あるいは専属の獣医師が書面をチェックし、場合によっては契約者や獣医師などに電話やFAX、書面などで確認を求める場合もあった。人間の医療保険などでは「思ったほど給付されなかった」等の声も聞くが、各社個別の支払い例はコラム(次頁)に紹介するが、審査の厳しさ(経営状況の安定性)の目安と言われる「損害率」は、30~53%程度となっていた。「損害率」とは契約者からの預り金のうち保障金などとして支払った金額の割合を示す数字)

なお、給付金の振込みは、各社の約款によると遅くとも申請後30日以内となっていた。しかし、後述の消費生活相談事例にもみられるように契約者は申請から1月以上たつと不安を覚える場合が多いようで、各社、実質は「約7日」、「10日以内」などかなりスピードアップを図っている様子が見られた。

「割引型」になっている事業者2社のうち1社では、動物病院側がその都度「申請書」を提出しなくてすむように独自のレセプトシステムを提供していた。この結果、病院側はコンピュータシステムで診察記録を送るだけで、自らの指定口座に事業者から「割引」分が振込まれる。もう1社では、事業者が提携の動物病院に利用会員を紹介する際、その会員からの入会金の一部を最初に病院側に提供しておくシステムとなっていた。

## (9) 相談受付体制

< 会員サービスで相談窓口にはフリーダイヤル、インターネットあり >

ペットを飼っているとわざわざ動物病院へ連れて行くほどではないにしても「ちょっと誰か専門知識のある人に相談できたら」と思うことは多い。各社とも会員制のため「会員サービス」として相談サービスの充実をうたっている。それぞれ専用の窓口フリーダイヤルを備え、少なくとも月~金(10:00~17:00)には、獣医師や看護師など専門家が相談に応じていた。また、各社ともインターネットで相談できる体制も備えていた。

相談できる内容は多岐にわたっており、ペットの健康、医療、食事、しつけなどペットと暮らす上で生じるあらゆることが相談でき、ペットホテルや迷子捜し、ペットと泊まれる宿泊施設、ペットと暮らせる不動産物件の紹介まで対応している。相談内容によって、特に専門的な知識を必要とする相談には、提携する獣医師や看護師、カウンセラー、弁護士などが対応するところもあった。

## コラム - 保障金支払い例 -

ペットの種類、年齢、その他条件によって掛け金は異なり、保障金の支払額も審査等により一概には計算できない場合もあるが、ここでは各社のパンフレットやホームページに掲載されている例を紹介する。

### Aさんの場合

Aさんの愛犬(雌 5歳)は、乳腺腫瘍になり、病院で手術を受け7日間入院し、無事退院した。その後5日間通院し、回復した。この間に要した費用は 医療保障対象として130,000円、薬・検査費用保障対象として13,000円。合計：143,000円。

月払い掛け金：4,500円

給付額：75,250円  $107,500円 \times 70\% = 75,250円$

治療内容内訳	治療実費	項目別保障限度額	採用額
初診	1,500	1,000	1,000
乳腺腫瘍手術	80,000	50,000	50,000
全身麻酔	10,000	8,000	8,000
入院(7日)	21,000	$3,000 \times 7 = 21,000$	21,000
再診(5日)	5,000	$1,000 \times 5 = 5,000$	5,000
抜糸	500	1,000	500
薬	13,000	13,000(実費)	13,000(実費)
注射(抗生物質4本)	8,000	$1,500 \times 4 = 6,000$	6,000
診療明細書作成	4,000	3,000	3,000
合計	143,000		107,500

\*採用額は治療実費と項目別保障限度額の内、低い額のほうになる

### Bさんの場合

散歩に連れて行こうとした秋田犬(雄 5歳)が、突然走り出し道路に飛び出したため、通行中の乗用車に跳ねられ右前足に受傷する。全治12日間(入院4日、通院8日)で治療費として51,000円支払った。

月払い掛け金1,900円(年払い20,900円)。

給付額：38,000円 入院お見舞金(8,000円×4)：32,000円

通院お見舞金(1回のけがが完治した場合を1回として)：6,000円

### Cさんの場合

東京都に居住するCさん宅の柴犬(雄2歳)は、元気がなく、尿の回数が増えたので病院で診察を受けたところ、尿道に結石があることがわかった。完治までに3日間の通院と6日間の入院が必要だった。

月払い掛け金：2,040円。

請求額合計：107,100円

給付額：53,550円

$107,100 \times 50\% = 53,550円$

初・再診料	3,600
血液検査料	21,000
レントゲン検査料	8,000
カテーテル処置料	15,000
薬剤料(抗生剤)	10,500
点滴料	28,000
入院料	21,000

## 第 章 ペットサービスに関する消費生活相談情報

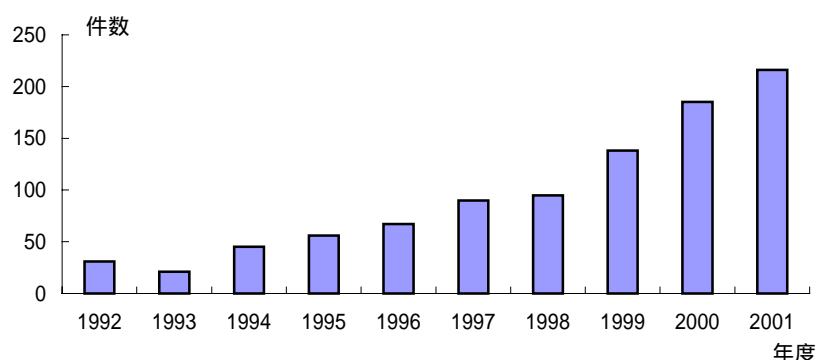
### 1 相談受付件数等

PIO-NET に入力された消費生活相談情報をもとにペット医療や「ペット保険」などを含む「ペットサービス」に関する主な相談内容をみることにする。

PIO-NET：パイオネットとは、多様化、複雑化、広域化する消費者問題に対応するため、国民生活センターのホストコンピュータと都道府県・政令指定都市、その他主な市区町村の消費生活センターに設置された端末機を結んだコンピュータネットワークシステムで、消費者から寄せられた相談情報を共有するシステム。国民生活センターおよび全国の消費生活センターに寄せられる消費生活相談は年々増加し、2001年度には87万件以上を受け付けている。これらのうち、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)に入力された相談は約62万件である。

PIO-NET にはペット医療や「ペット保険」などを含む「ペットサービス」に関する相談は、1992年から2002年の間に1089件寄せられている。グラフ(図4)のように、飼主の意識の高まりを反映してか年々相談件数が増加している。

図4 「ペットサービス」に関する全国の消費生活相談件数



### 2 消費生活相談(PIO-NET)にみる「ペット保険」等

ここでは、ペットサービスのうち「ペット保険」等に関する相談に関する事例をいくつか紹介する。なお、以下の事例は相談者の申し出内容をまとめたものである。

「ペット保険」に関する相談事例は件数としては多くないが、内容的にみると、「ペット保険」を利用する上での相談と「ペット保険代理店事業」に関する相談に大別できた。

日本での「ペット保険」は歴史が新しく加入者もまだ少ないためか、「ペット保険に関する情報がほしい」という相談の割合が多くなっていた。

## 「ペット保険」に関する消費生活相談事例

### ・保険金が支払われない

1年前、ペット保険に加入。毎月掛け金を支払ってきたが2か月前に愛犬が死亡した。手続きをしたら1か月後に保障金15万円が下りるといわれた。しかし、未だに支払ってくれない。

### ・加入後、事業者と連絡が取れなくなった

チラシを見てペットの保険に加入した。入会金3,000円、年会費3,000円を支払った。仮登録証は渡されたが、保障費について問合せしたところ事業者と連絡が取れなくなった。どのようにしたらよいか。

### ・加入時の説明と違うので解約したい

昨年12歳の犬を保険に加入させた。現在は元気だが将来が心配なので話したら、保障できるとのことだったので加入した。ところが後になって13歳までで後は加入できないと言う。それでは何のために加入したのかわからないので取り消したい。

### ・ペットの保険について知りたい

犬猫などのペットの医療保険があると知ったが信用できるか。どんな団体か。

## 第 章 消費者へのアドバイス

### (1) 現状を理解しておく

日本での「ペット保険」は、海外のペット保険や人間の医療保険などとは違い、法による定めや監督官庁がない。また、業界としての歴史も浅く事業者団体等もないので業界の自主ルールもないなどサービスの客観的評価がしにくい状況にある。利用を考える際は、まず、こうした全体の現状を踏まえた上で、判断を行うことが必要である。

### (2) 事前によく検討する

サービス内容は「共済」がベースになったものが主流ではあるが、加入できるペット、保障項目、利用の仕方など各社さまざまな違いも見られたのでよく比べた上で選ぶとよい。どのような保障を必要とし、自分のペットに利用できるのかをよく検討した上で選ぶことが重要である。加入を考える際は、インターネットからの申込みもできるが、電話などで直接話して、対応ぶりやサービスについての詳しい説明(加入条件、給付金の申請・支払い、免責事項など)や、些細な疑問点でも十分に聞いて納得したうえで判断する。その際、できれば重要な点はFAXでもよいので書面にしてもらおうとよい。

### (3) 免責事項・期間は慎重にチェック

大半の事業者が保障除外となる「免責事項」を定めている。飼主等の故意や重大な過失はもちろん、飼主としての管理責任が十分でなかった場合も免責となる。また、避妊・去勢手術はじめいわゆる健康体へ施す処置や検査等、予防接種をしなかったためにかかった病気、先天性異常として発症した病気なども免責と定めたところが多かった。

また、ガンなど特定の病気に関しては一般の保障とは別に免責期間を設けているものもあった。最初に十分確認した上で契約することが重要となる。

### (4) 大切に飼っている健康なペットにもしもの際の保障

加入条件、保障項目、免責事項などを見てくると、これまでのところ大半は“今まで健康で過ごしているペットが、万が一病気やけがになった場合の医療費に備えるサービス”と言える。利用を考える際には、こうした点にも留意すべきである。

### (5) 代理店内職は慎重に

「ペット保険」そのものの利用を検討する人へのアドバイスではないが、消費生活相談事例の中には「ペット保険の代理店募集」に関して以下のような深刻な事例も見られた。代理店契約を検討する際には、少なくともマーケティングの形式(マルチ商法等には当たらないか)、自己経費、その他条件の正当性などをよく検討することが重要である。

#### ・出資した500万円が戻らない

ペット保険会社の代理店契約に500万円出資した。代表取締役の経歴からも信用できると思い出資。契約書には、代理店拡大手数料として576万円支払われ、ペット保険取扱手数料として毎月327万円支払われとも記載。口座振込先の知人は名前を貸しただけと言う。保険会社は所在地になく不明。詐欺にあったのか。

#### ・3ヵ月たつが全然収入がない

電話勧誘でペット共済代理店契約をする際、チラシをどの地区に配布したと報告すれば事業者が地図を見て勧誘電話をかけると説明された。1件当たり1,000円の収入になり、月収3~5万円になると言われ代理店契約した。代理店権利料37万円を39回払いで契約をした。ペット病院、自宅近くに300枚配付した。3ヵ月たつが、全然収入がない。